



## 南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券取扱店の遵守事項

1. 取扱店であることが分かりやすくなる場所に、店頭表示物(ステッカー)を掲示します。
2. 商品券を受け取る際は南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券購入者(代理者)証明書の提示を求め、購入者(代理者)証明書に記載されている氏名が商品券の表紙に記載の氏名と同一であることを確認します。
3. 商品券は偽造防止を行っているが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡します。
4. 商品券を受け取った取扱店は、裏面の指定欄に取扱店名を記入または押印します。
5. 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金をしません。
6. 使用済の商品券を換金せずに、他の取扱店で使用しません。
7. 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定しません。
8. 商品券の取り扱い、参加店の責務のほか取扱店募集要領に記載されている内容に同意し、遵守します。
9. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めます。
10. 商品券の取り扱いに関して、実行委員会から改善要請等があった場合、要請に従います。
11. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(南相馬市HP、チラシ等に掲載)について同意します。
12. 登録する店舗は、以下に該当しません。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者
  - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
  - ・役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
13. 上記を遵守しなかった場合、取扱店登録が抹消になっても異存ありません。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、取扱店の登録を申込みします。

年 月 日 責任者名

印

記載いただいた情報については、事務委託事業者等に提供いたしますので、ご了承ください。

\*\*\*\*\*

### 消費税率引上げ対策プレミアム付商品券の取扱店登録の意向確認

「消費税率引上げ対策プレミアム付商品券」の取扱店として登録を希望される事業者は、別添の本事業に関する案内文書をご確認のうえ、□のいずれか片方に、レ印をつけてください。希望するにレ印をつけた事業者には、改めて通知をお送りします。

#### 消費税引き上げ対策プレミアム付商品券事業の取扱店登録を

希望する

希望しない(希望しない場合はここで終了)



「消費税率引上げ対策プレミアム付商品券」の取扱店として登録を希望された事業者で、「事業再開・帰還促進プレミアム商品券事業」における登録情報を利用することに同意される事業者は、□同意するにレ印をつけてください。  
□同意しないにレ印を付けた事業者は、別途登録をお願いいたします。

#### 事業再開・帰還促進プレミアム商品券事業の取扱店登録情報を利用することに

同意する

同意しない(同意しない場合は改めて登録申請をお願いします)